

重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護)

訪問看護（介護予防訪問看護）重要事項説明書

（令和8年4月1日現在）

訪問看護（介護予防訪問看護）を提供するにあたり、介護保険法令等に基づいて、契約を締結する前に知っていただきたい内容を説明させていただきます。

1. 事業者の概要

事業者の名称	藤枝市立総合病院
所在地	静岡県藤枝市駿河台4丁目1番11号
代表者名	事業管理者 毛利 博
電話番号	電話 054-646-1111 Fax 054-646-1122

2. サービス提供を担当する事業所

事業所の名称	藤枝市立総合病院 訪問看護ステーション
指定事業所番号	
所在地	静岡県藤枝市南新屋246-1
連絡先	電話 054-646-1152 Fax 054-646-1164 管理者 渡邊 典子

3. 事業の目的および運営方針

事業の目的	あらゆる状況に対し「安心して在宅で暮らす」を支えることを目的とする
運営方針	① 一人ひとりの価値観・人生観を尊重し、心のこもった看護を提供する ② 暮らしに合わせた支援と生活の質の維持・向上に努める ③ 地域の関係者との連携を密にし、良質なサービスを提供する

4. 本事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤
管理者（看護師）	1名	
看護師	7名	
事務員		1名

5. 営業時間

営業日・営業時間	月曜日～金曜日（土曜日・休日・祝日、12月29日から翌年1月3日を除く） 午前8時30分～午後5時15分 （ただし通常の訪問を行う時間は午前9時から午後5時）
----------	---------------------------------------------------------------------------------------

6. 営業地域

通常の地域	藤枝市
-------	-----

7. サービスの内容および利用料、その他の費用について

1) 訪問看護（介護予防訪問看護）計画書の作成

利用者の病状や身体状況および主治医の指示を踏まえて、訪問看護（介護予防訪問看護）計画を作成し、その計画に則りサービスの提供を行います。

2) サービスの内容および利用料は別紙をご確認ください。

3) キャンセル料

利用者の都合によりサービスの利用をキャンセルされた場合、規定のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の病状の急変や入院時など緊急の場合のキャンセル料はいただきません。

キャンセルは、サービス提供予定日の前日午後5時までに連絡をください。

前日午後5時までのキャンセルの場合	不要です
前日午後5時～当日訪問までに連絡を頂いたキャンセルの場合	利用者負担額(利用料)の全額

4) 光熱水費・消耗品等

訪問看護（介護予防訪問看護）サービスの提供に伴い、利用者の居宅で使用する光熱水費・消耗品は利用者の別途負担になります。

8. 利用料、その他の費用の請求および支払方法について

費用の請求方法	<ul style="list-style-type: none"> 利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求します。 請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月中旬に利用者あてにお届けします。
費用の支払い方法	<ul style="list-style-type: none"> 口座振替とし、サービスを利用した月の翌月の27日（祝休日の場合は直後の平日）に利用者が指定する口座より引き落とします。

利用料、その他の費用の支払いについて、請求書お届けから 2 か月以上遅延し、さらに督促から 14 日以内にお支払いがない場合には、契約を解除し
たうえで未払い分をお支払いいただきます。

9. 緊急時の対応方法

サービス提供にあたり病状の急変や事故等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、主治医・家族・居宅介護支援事業所等に連絡をします。

10. 事故発生時の対応

訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。なお、利用者に対する訪問看護（介護予防訪問看護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険
保険の概要	病院の業務の遂行に起因して医療業務の対象者の身体に障害を発生させた場合に、医療従事者個人が負担する法律上の賠償責任を補償する。 1 事故につき 1 億円まで

11. 災害発生時の対応

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

12. 秘密の保持

当ステーションの職員は当該事業を行う上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

13. 個人情報の取得

特別な関係（開設者が同一）にある藤枝市立総合病院で取り扱われる、利用者の電子カルテの閲覧を必要時に実施することがあります。

14. 高齢者への不適切な対応防止

当ステーションの職員は、利用者等の人権擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- 2) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

15. サービス提供に関する相談、苦情について

提供した訪問看護（介護予防訪問看護）に係る利用者及びその家族からの相談や苦情を受け付けるための窓口を設置します。

相談苦情対応窓口	藤枝市立総合病院 訪問看護ステーション
担当者	渡邊 典子
連絡先	054-646-1152
受付時間	月曜日～金曜日（土曜日・休日・祝日、年末年始を除く）8：30～17：15

なお、行政の機関には次のような窓口があります。

藤枝市役所 地域包括ケア推進課	所在地 藤枝市岡出山1丁目11-1 電話 054-643-3225 FAX 054-643-3506 受付時間 8:30～17:15
静岡県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情係	電話 054-253-5590

16. 契約の終了について

利用者から解約の申し出があった場合、または利用者が死亡あるいは長期入所・長期入院になった場合には、ご本人またはご家族の同意を得てこの契約を解除させていただきます。

同意書

上記の重要事項説明書を2通作成し、利用者、当ステーションが記名押印のうえ（自署の場合は押印不用）、1通ずつ保有するものとします。

年 月 日

(説明者) 所在地 静岡県藤枝市南新屋 246-1
事業所 藤枝市立総合病院 訪問看護ステーション
管理者 渡邊 典子 ⑩

私は、重要事項説明書の内容について説明を受け、内容を確認いたしました。
私は、この内容に同意し訪問看護（介護予防訪問看護）サービスの利用を申し込みます。

(利用者) 住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

代筆者 _____ (続柄: _____) ⑩

代筆理由: 身体不自由 認知障害 その他

(家族もしくは代理人、もしくは成年後見人)

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

ご利用様への申し込みを受諾し、この重要事項説明書に定める訪問看護（介護予防訪問看護）支援を誠実に確実に責任もって行います。

管理者 渡邊 典子

(本契約 第8条 1項の緊急先の連絡先)

氏名	(続柄: _____)
電話番号	自宅・携帯・会社 (_____) _____

作成者: 藤枝市立総合病院 訪問看護ステーション
作成日: 2026年3月